

■ **ご検討にあたってご確認いただきたい事項**

様々なリスクに備えるための保険には大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、公的保険の保障内容を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

公的保険制度についてはこちら



**ご検討・お申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」のほか、「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。**

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。必ずご一読の上、大切に保管してください。

<p><b>当冊子の表記について</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この「商品パンフレット」では、「ご契約のしおり・約款」と一部異なる表記をしている場合があります。</li> <li>当冊子に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点におけるニッセイ・ウェルス生命所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。</li> </ul>
<p><b>生命保険契約者保護機構について</b></p>	<p>保険会社の業務又は財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額、死亡給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。</p> <p><b>生命保険契約者保護機構</b> TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <a href="https://www.seihohogo.jp/">https://www.seihohogo.jp/</a></p>
<p><b>生命保険募集人について</b></p>	<p>生命保険募集人は、お客さまとニッセイ・ウェルス生命保険株式会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対してニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が承諾したときに有効に成立します。なお、生命保険募集人の身分、権限などに関しまして確認をご希望の場合は、下記カスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。</p>
<p><b>ご留意いただきたい事項</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<b>保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先によっては本商品をお申込みいただけない場合があります。</b></li> <li>●<b>この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。</b></li> </ul>
<p><b>お問い合わせについて</b></p>	<p><b>ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター</b> 商品内容に関するご質問、契約内容のご照会、各種変更のご請求に関するお問い合わせは、カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。</p> <p><b>☎0120-770-837</b> 受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9：00～17：00 ※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。</p>

[引受保険会社]  
**ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社**  
〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1  
[www.nw-life.co.jp](http://www.nw-life.co.jp)

[募集代理店]  
**野村証券株式会社**  
取扱者（生命保険募集人）



# ニッセイ・ウェルス つみたて年金 〈外貨建〉

予定利率金利連動型外貨建個人年金保険



この冊子は、「商品パンフレット」「会社案内」「お客さまへの送付書類のご案内」「WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内」を一冊にまとめております。

- この商品は、ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。
- 市場金利や為替相場の変動等により、損失が生じることがあります。詳細は、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をご確認ください。

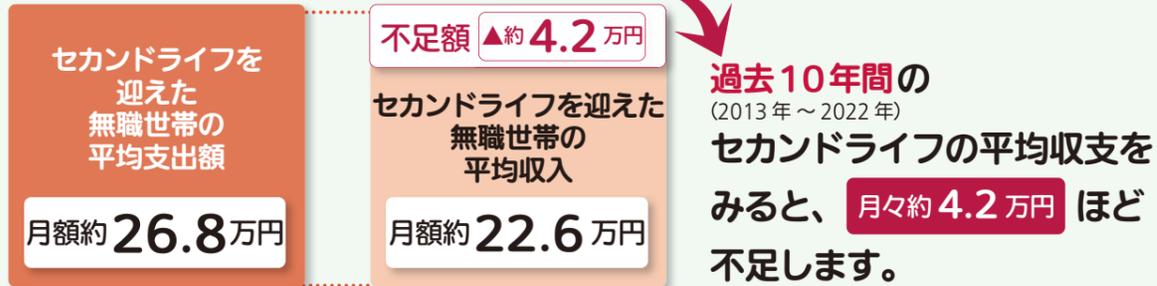
[引受保険会社]  
**ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社**

[募集代理店]  
**野村証券株式会社**



# 将来の自分のために 今からできること。

## ■ セカンドライフの収入と支出



【出所】総務省統計局「家計調査(2013年～2022年)」  
高齢夫婦無職世帯(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの無職世帯)の家計収支をもとに  
ニッセイ・ウェルス生命が作成

セカンドライフを20年とした場合、**約1,008万円**が必要となります。

## 将来のための備えは早めに準備することが重要です。

例えば、65歳までに**1,000万円**を準備するには…



上記の金額は、円で単純につみたてた場合の金額であり、利息等は考慮していません。

ニッセイ・ウェルスつみたて年金(外貨建)で外貨の金利と複利の力を活用しませんか。

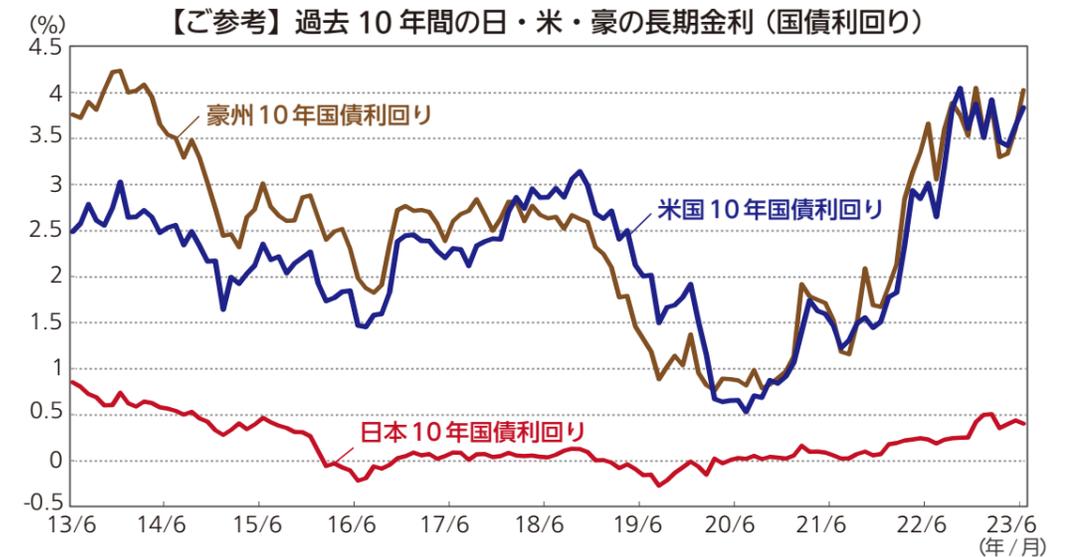
# 個人年金保険で準備しませんか？

## ～ 外貨で準備する2つの理由～

### ① 日本より相対的に高い海外の金利

低金利の状態が続く日本に比べ、アメリカやオーストラリアの金利は相対的に高い水準を維持しています。この商品では、円でお払込みいただいた保険料は指定通貨(米ドルまたは豪ドル)に換算し運用するため、海外の金利を活かした運用成果が期待できます。

※市場金利情勢によっては、日本の金利より低くなる場合があります。



【出所】Bloombergのデータをもとにニッセイ・ウェルス生命が作成

### ② 運用する通貨を分散

資産運用においては、資産をいくつかに分けて運用することが重要といわれています。円だけでなく外貨で資産を準備することで、リスクを分散することができます。



上記グラフは、2013年6月から2023年6月までの各月末の数値を表示しています(月中の推移は反映していません)。また、過去の数値に基づき作成したものであり、将来の動向および利益を保証するものではありません。

# 複利の力で将来資金を効率的に準備

## 1 利率は固定

予定利率は、男女・全年齢共通です。

契約時の予定利率は、保険期間を通じて一定

- 予定利率は、毎月1日にその時の市場金利情勢に応じて設定されます。
- もし市場金利が低下しても、契約時の予定利率は保険期間を通じて一定です。

## 2 円で払込

毎月の払込額は「円」

保険料は月々2万円から、野村証券の口座からも

で一定

クレジットカードや払込可能です。

※高額割引のお取扱いがあります。

## 3 えらべる期間

ライフプランに合わせて設定

保険料払込期間、据置期間、年金受取期間をお客さまのお考えに合わせて設定可能です。



40歳女性

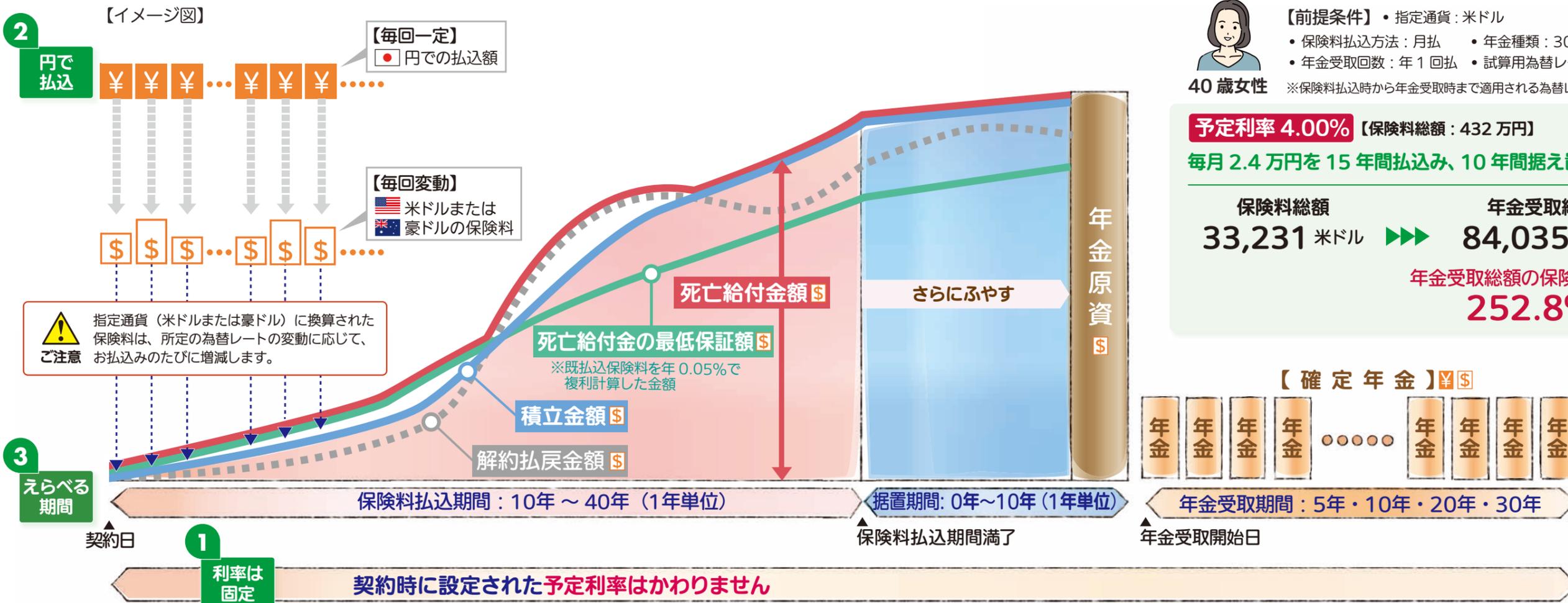
【前提条件】・指定通貨：米ドル

- 保険料払込方法：月払
- 年金種類：30年確定年金
- 年金受取回数：年1回払
- 試算用為替レート：130円

※保険料払込時から年金受取時まで適用される為替レートは一定と仮定

予定利率 4.00% 【保険料総額：432万円】  
毎月2.4万円を15年間払込み、10年間据え置いた場合

保険料総額 33,231 米ドル → 年金受取総額 84,035 米ドル  
年金受取総額の保険料総額比 252.8%



⚠️ 指定通貨（米ドルまたは豪ドル）に換算された保険料は、所定の為替レートの変動に応じて、お払込みのたびに増減します。

死亡給付金の最低保証額 \$  
※既払込保険料を年0.05%で複利計算した金額

【確定年金】



指定通貨	契約年齢	年金受取開始年齢
米ドル  ・ 豪ドル	0歳～70歳	10歳～85歳

■ 高額割引について お払込みいただく保険料（円払込額）が右記の基準額を満たす場合、適用のないご契約より積立金額が増加します。	基準額：年払（月払）
	800,000円（67,000円）以上
	500,000円（42,000円）以上

- 年金のお受取りについて
  - 円でお受取れます 円でお受取る際の、為替手数料は無料です。  
※お受取りの際の為替レート：TTM（対顧客電信仲値）
  - 毎月お受取れます 受取回数は、年1回払・2回払・4回払・6回払・12回払よりお選びいただけます。  
※年金原資の一時受取のお取扱いはありません。

⚠️ 解約や年金を一括受取る場合、契約日から40年間は市場価格調整を適用するため、市場金利の変動によりその金額は増減します。また、契約日から10年間は解約時期に応じた解約控除を適用しますが、その受取額等が保険料の払込総額を下回ることがあります。

⚠️ この保険の費用とリスクについて  
 ・この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額です。  
 ・市場金利や為替相場の変動によって損失が生じるおそれがあります。  
 ・費用とリスクの詳細については、P10を必ずご覧ください。

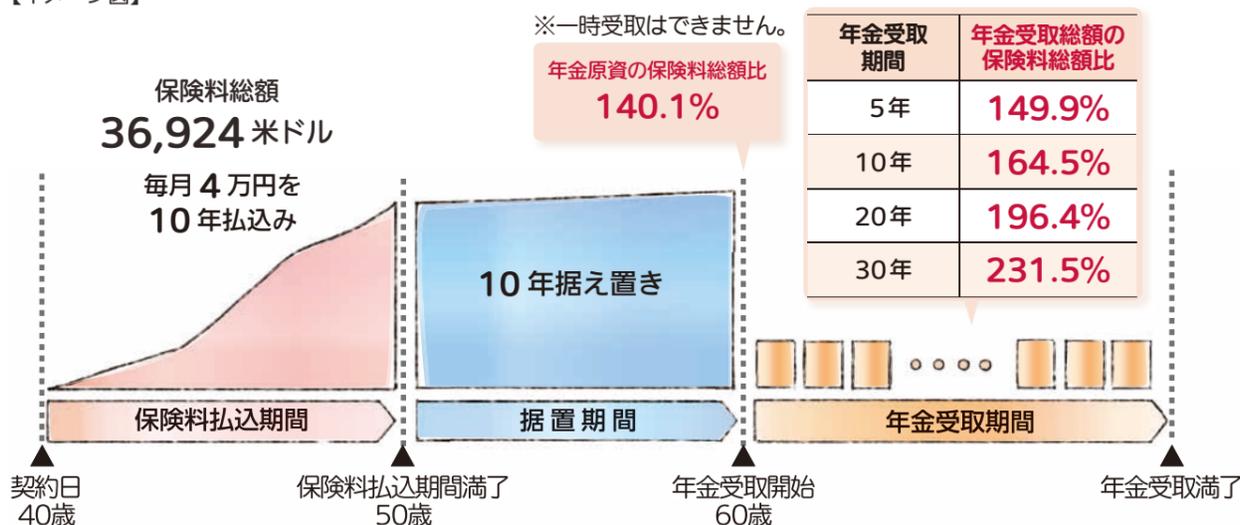


【前提条件】

- 指定通貨：米ドル
  - 予定利率：4.00%
  - 保険料払込方法：月払
  - 年金種類：確定年金
  - 年金受取回数：年1回払
  - 試算用為替レート：130円
- ※保険料払込時から年金受取時まで適用される為替レートは一定と仮定

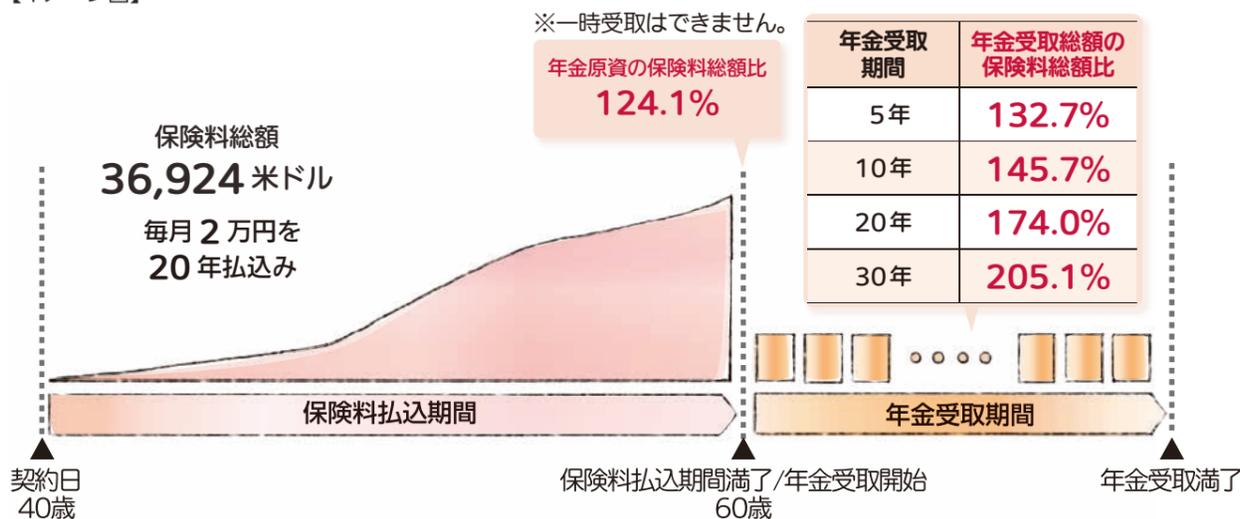
1 毎月4万円を10年間払込み、10年間据え置いた場合 保険料総額：480万円

【イメージ図】



2 毎月2万円を20年間払込んだ場合 保険料総額：480万円

【イメージ図】



〈ご参考〉年金原資と年金受取総額の保険料総額比イメージ



【前提条件】

- 指定通貨：米ドル
  - 予定利率：4.00%
  - 保険料払込方法：月払
  - 年金種類：確定年金
  - 年金の受取回数：年1回払
  - 試算用為替レート：130円
- ※高額割引の適用なし ※保険料払込時から年金受取時まで適用される為替レートは一定と仮定 ※米ドル建

保険料払込期間	据置期間	年金原資の保険料総額比 ※一時受取はできません。	年金受取期間別 年金受取総額の保険料総額比			
			5年	10年	20年	30年
10年	0年	105.0%	112.2%	123.2%	147.1%	173.4%
	5年	121.3%	129.7%	142.4%	169.9%	200.4%
	10年	140.1%	149.9%	164.5%	196.4%	231.5%
15年	0年	114.6%	122.6%	134.5%	160.6%	189.3%
	5年	132.4%	141.6%	155.5%	185.6%	218.8%
	10年	153.0%	163.6%	179.6%	214.4%	252.8%
20年	0年	124.1%	132.7%	145.7%	174.0%	205.1%
	5年	143.5%	153.4%	168.4%	201.0%	237.0%
	10年	165.8%	177.2%	194.6%	232.3%	273.8%

～高額割引適用の効果～

保険料払込額が高額になるほど、将来お受取りいただける年金額が多くなります。

※米ドル建

円での保険料払込額(月払)	基準額の区分(月払)	年金原資の保険料総額比 ※一時受取はできません。	年金受取期間別 年金受取総額の保険料総額比			
			5年	10年	20年	30年
40,000円	42,000円未満	140.1%	149.9%	164.5%	196.4%	231.5%
50,000円	42,000円以上 67,000円未満	143.1%	153.0%	168.0%	200.5%	236.4%
70,000円	67,000円以上	144.7%	154.8%	169.9%	202.8%	239.1%

※上記はP5の前提条件と同じ内容で試算したものです。



ご注意

- P4・5・6の年金額や数値等は、予定利率や為替レート等を仮定して一定条件により試算したもので、表示未満の端数を切り捨てて表示しています。為替レートの変動により実際の金額や数値は増減します。各種金額や数値は仮定であり、将来にわたり保証するものではありません。
- 個別の試算内容については、試算設計書にてご確認ください。

# お取扱いについて

契約年齢	0歳～70歳 ※契約日(責任開始日の翌月1日)における被保険者の満年齢		
年金種類	確定年金		
保険料払込期間*1	10年～40年(1年単位)	据置期間*1	0年～10年(1年単位) ※保険料払込期間満了時から年金受取開始日まで据え置く期間をご指定いただけます。
年金受取開始年齢*1	10歳～85歳		
指定通貨*1	米ドル・豪ドル		
保険料払込通貨	円		
保険料範囲(円払込額)	最低	月払：20,000円、年払：240,000円(1,000円単位)	
	最高	払込保険料累計見込額：3億円*2	
契約者	被保険者の3親等以内のご親族		
死亡給付金受取人	被保険者の3親等以内のご親族から複数名お選びいただけます。 ※1%単位で合計が100%となるようご指定いただけます。		
年金受取人	契約者または被保険者 ※継続年金受取人：年金受取期間中に年金受取人が亡くなった場合、あらかじめ指定した「継続年金受取人」に残りの期間の年金をお受取りいただけます。「継続年金受取人」は、年金受取人の3親等以内のご親族から1名のみご指定いただけます。		
付加できる主な特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>円換算払込特約</li> <li>円換算支払特約</li> <li>年金円換算支払特約</li> <li>新為替ターゲット特約</li> <li>保険契約者代理特約</li> <li>指定代理請求特約</li> <li>個人年金保険料税制適格特約</li> </ul>		
その他取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>被保険者が入院中の場合は、ご加入いただけません。</li> <li>次のお取扱いはありません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>保険料の増額</li> <li>契約者貸付</li> <li>保険料の振替貸付(保険料のお立替え)</li> <li>保険料払込の停止、自動停止</li> </ul> </li> </ul>		

\*1 ご契約後の、保険料払込期間、年金受取開始年齢、据置期間、指定通貨の変更のお取扱いはありません。

\*2 同一被保険者でニッセイ・ウェルス生命所定の他の標準払込額年金保険契約がある場合、払込保険料累計見込額を通算して3億円を超えることはできません。

高額割引はいくらからですか？	<p>お申込みいただく保険料(円払込額)が次の基準額を満たす場合、保険契約関係費に高額割引が段階的に適用され、適用のないご契約より積立金額が増加します。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">基準額：年払(月払)</th> </tr> <tr> <td>800,000円(67,000円)以上</td> <td>500,000円(42,000円)以上</td> </tr> </table> <p>※高額割引の適用可否の判定はご契約毎に行い、他のご契約との通算は行いません。 ※円払込額の減額により基準額を満たさなくなった場合、高額割引の適用は受けられません。</p>	基準額：年払(月払)		800,000円(67,000円)以上	500,000円(42,000円)以上								
基準額：年払(月払)													
800,000円(67,000円)以上	500,000円(42,000円)以上												
払込経路はどのようなものがありますか？	<p>クレジットカード扱、送金扱(野村証券経由による送金)、口座振替扱の3種類から選択できます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>クレジットカード扱</th> <th>送金扱 (野村証券経由)</th> <th>口座振替扱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>○</td> <td>—</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>年払</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>ご利用いただけるクレジットカード</p> <p>以下のマークのある保険契約者様ご本人名義のクレジットカードとなります。</p>		クレジットカード扱	送金扱 (野村証券経由)	口座振替扱	月払	○	—	○	年払	○	○	○
	クレジットカード扱	送金扱 (野村証券経由)	口座振替扱										
月払	○	—	○										
年払	○	○	○										
払込金額等を見直すことはできますか？	<p>保険料を<b>減額</b>することができます。</p> <p>【イメージ図】</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>最低保険料 月払 20,000円 (年払は 24万円) まで 減額可能</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">➔</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>減額 (1,000円単位)</p> <p style="font-size: 2em;">¥</p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p><b>契約日から 10年(120ヵ月)未満の減額は、 市場価格調整や解約控除が 適用されます。</b></p> </div> </div> <p>※個人年金保険料控除の対象となっていないご契約の場合、減額による払戻金のお支払いはありません。 保険料払込期間、据置期間、年金受取期間の変更のお取扱いはありません。</p>												
契約時に選択する年金受取のほかに受取方法がありますか？	<p><b>年金受取開始日前</b></p> <p>ご契約を解約し、<b>解約払戻金</b>を受取ることができますが、契約日から一定期間、<b>市場価格調整や解約控除</b>が適用されます。</p> <p><b>年金受取開始日以後</b></p> <p>年金を<b>一括</b>で受取ることができますが、契約日から一定期間、<b>市場価格調整</b>が適用されます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>解約や年金の一括受取について、くわしくは「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」をご確認ください。</p> </div>												

# この保険のリスクと費用について

## ▼投資リスク・為替リスクについて

- この保険は、年金受取開始日前の解約払戻金額、年金受取開始日以後の年金の一括受取額等に、契約日から40年間は、市場金利の変動に応じた市場価格調整が適用されることから、その受取額等が保険料の払込総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- この保険は、為替相場の変動により、円換算された年金の受取総額や死亡給付金額等が、お払いいただいた保険料円払込額の総額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

## ▼お客さまにご負担いただく費用について

この保険にかかる費用は、保険契約関係費と年金管理費の合計額となります。また、外国通貨のお取扱いに必要な費用や解約時にご負担いただく費用があります。

### 【保険契約関係費】

ご契約の締結や維持にかかる費用として、お払いの保険料から控除します。また、ご契約後も定期的にご契約の締結や維持に必要な費用および死亡保障に必要な費用等を控除します。保険契約関係費は、契約年齢、性別等により異なりますので、一律には記載できません。

### 【年金管理費】

年金受取時の費用(年金管理費)として、年金額の1%を上限に毎年の年金受取日に積立金から控除します。年金管理費は、年金受取開始時に定まり、年金受取期間を通じて適用されます。

### 【外国通貨のお取扱いに必要な費用】

円貨建の保険料を外貨に換算する際や外貨建の死亡給付金等を円貨でお受取りする際、為替レートとTTM(対顧客電信仲値)\*との差額を、為替手数料としてご負担いただきます。

円貨建の保険料を外貨に換算する際の為替レート	TTM+50銭
外貨建の死亡給付金等を円貨でお受取りする際の為替レート	TTM-50銭

\*TTM(対顧客電信仲値)は、ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における値となります。  
 ※上記の為替レートは2025年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。  
 ※年金等を外貨でお受取りになる際やその外貨を円貨に交換してお引出しする際に、金融機関所定の手数料等が必要となる場合があります。手数料等の詳細につきましては、取扱金融機関にご確認ください。

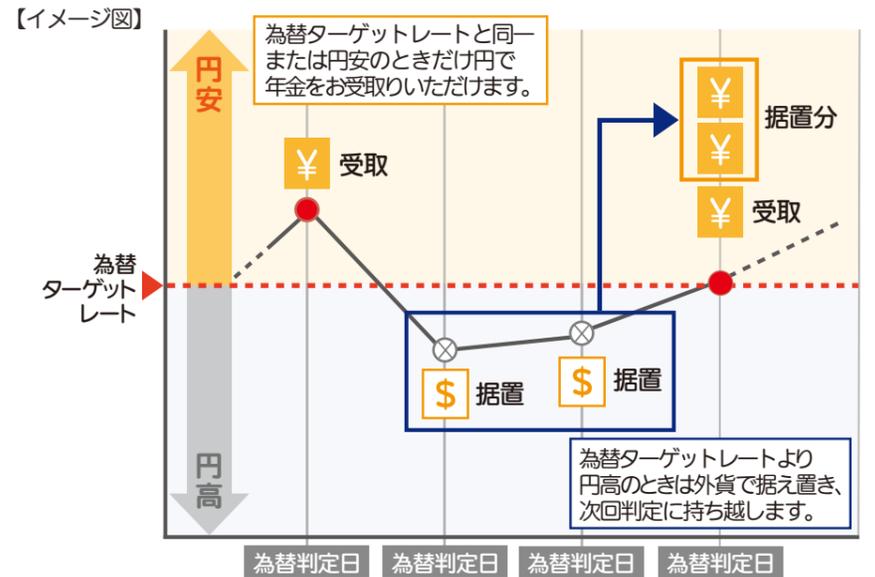
### 【解約・減額時にご負担いただく費用】

解約・減額される場合には、契約日から10年間は契約日から解約・減額の計算基準日までの経過月数に応じて、次の金額を積立金から控除します。

解約(減額)控除額	$\text{解約(減額)時の積立金額に市場価格調整を適用した金額} \times \text{解約控除率}$ $\text{解約控除率} = 36\% \times (12 / \text{所定の月数}^*) \times (1 - \text{経過月数} / 120)$ <p>※減額の場合は、減額する部分の積立金額となります。</p>
-----------	--

\*月払契約の場合は保険料が払込まれた月数、年払契約の場合は保険料が払込まれた年数×12となります。  
 ※解約控除率の計算における契約日からの経過月数は、保険料が払込まれた月数のうちの経過した月数とし、月払契約の場合は保険料が払込まれた月数となります。

**新為替ターゲット特約**を活用いただけます。この特約は、円高であれば年金を受取らず、指定通貨のまま据え置くことができます。



年金受取時、円高になった場合に備えることはできますか？

※据え置かれた年金と利息は、指定通貨または円で引き出すことができます。  
 年金受取開始時以後、為替ターゲットレートは50円から200円までお電話で1円単位で変更できます。  
 ※為替ターゲットレートは毎年の年金受取日を基準とし、年単位で適用されます(適用されるレートの変更は年1回となります)。

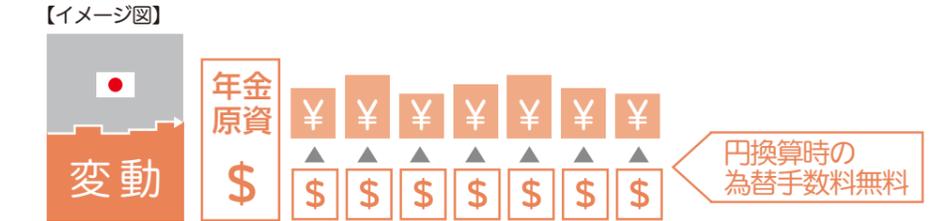
年金はどの通貨で受取れますか？

**米ドル・豪ドル(指定通貨)**でも円でも受取れます。

### 1 指定通貨で年金をお受取り



### 2 円に換算して年金をお受取り(年金円換算支払特約を付加した場合)



円で年金を受取った後は、指定通貨での年金受取はできません。  
 年金の円貨への換算レートは「TTM(対顧客電信仲値)」を用います。  
 年金受取時の為替レート(TTM)により、毎回の年金額は変動します。

# 税金のお取扱いについて

## 〈保険料について〉

■ お払込みいただいた保険料は「生命保険料控除」の対象となります。次の条件をすべて満たすご契約であれば「個人年金保険料控除」の対象となり\*、それ以外の場合は「一般の生命保険料控除」の対象となります。

\*「個人年金保険料税制適格特約」が付加されたご契約となります。

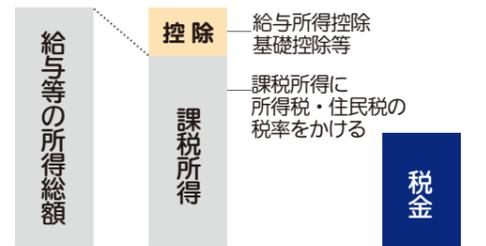
### ○ 「個人年金保険料控除」の対象となる条件

- ①年金受取人はご契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人は被保険者と同一人であること
- ③保険料払込期間が10年以上であること
- ④年金種類が確定年金の場合、年金受取開始日における被保険者の年齢が60歳以上で、かつ、年金受取期間が10年以上であること

※上記の条件をすべて満たしていても「一般の生命保険料控除」の対象となるご契約を希望される場合は、生命保険募集人にお申出ください。

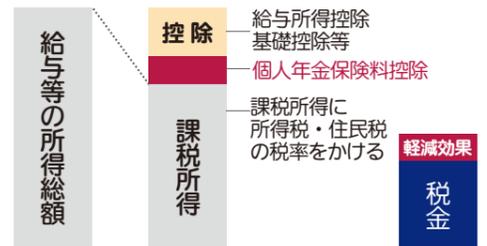
### 個人年金保険料控除を利用しない場合

【イメージ図】



### 個人年金保険料控除を利用した場合

【イメージ図】



■ 「生命保険料控除」の対象となる保険料は、1月から12月まで\*にお払込みいただいた円による保険料の合計額となります。

\*第1回保険料は契約日の属する月が基準となります。

■ お払込保険料の一定額をその年の所得から差し引くことができ、控除額は次のとおりとなります。

控除額 (年間払込保険料：80,000円を超える場合)	所得税	住民税
	40,000円	28,000円

## 〈年金受取開始日前〉

### ■ 解約払戻金に対する課税

解約払戻金と既払込保険料の差額が、所得税(一時所得)・住民税の対象となります。

### ■ 死亡給付金に対する課税

契約者	被保険者	死亡給付金受取人	税金の種類
本人	本人	配偶者または子	相続税*
本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税
本人	配偶者(または子)	子(または配偶者)	贈与税

\*契約者(=保険料負担者)と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金と合算の上、「生命保険金の非課税枠(500万円×相続税法で定める法定相続人数)〈相続税法第12条〉」が適用されます。

## 〈年金受取開始日以後〉

### ■ 年金に対する課税(契約者=年金受取人の場合)

年金種類	年金の受取時	未払年金の一括受取時
確定年金	所得税(雑所得) + 住民税	所得税(一時所得) + 住民税

※契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取開始時に年金受給権の評価額に対し贈与税が課税されます。また、毎年の年金受取時に所得税(雑所得)・住民税が課税されます。

■ 所得税の納付に際しては、復興特別所得税等の付加税が別途課税されますのでご注意ください。

## 〈税務取扱上の換算基準日と適用為替レート〉

この保険は日本において契約される生命保険契約であることから、税金のお取扱いにつきましては、一般的に下記の基準により外貨を円に換算したうえで、円建の生命保険と同様に取扱います。

対象		換算基準日	適用為替レート*1
保険料		円でのお払込額を基準とします。	
外貨で受取る場合*2	死亡給付金	相続税・贈与税の対象となる場合	支払事由発生日
		所得税の対象となる場合	支払事由発生日
	年金	贈与税の対象となる場合	年金受取開始日
		所得税の対象となる場合	年金受取日
解約払戻金	必要書類のニッセイ・ウェルス生命到着日	TTM(対顧客電信仲値)	

\*1 ニッセイ・ウェルス生命が指標として指定する金融機関が公示する換算基準日における最終の値となります。

\*2 特約の付加により円でお受取りになる場合は、ニッセイ・ウェルス生命所定の為替レートによる円換算額を基準とします。



ご注意

税務のお取扱いは2025年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。

# 「保険契約者代理特約⊕ご家族登録制度」「指定代理請求特約」について

ご契約時に付加できます。契約後はお客さまからのお申し出により中途付加・変更が可能です。特約を付加するにあたり、費用はかかりません。



契約内容を家族にも共有したいな

契約者が認知症になっても  
かわりに解約の手続きが  
できるのはいいわ

保険契約者代理特約  
⊕  
ご家族登録制度

■ 契約者は、あらかじめ指定された保険契約者代理人と契約内容を共有することができます。契約者が、契約に関するお手続きの意思表示が困難であると判断される場合などには、**契約者にかわり、保険契約者代理人が**所定の手続きを行うことができます。

※年金受取開始後は「契約者」を「年金受取人」と読み替えます。

保険契約者代理人の口座で受け取ることも可能です\*。

\*財産の帰属先はあくまでも契約者本人であることから、契約者に所得税・住民税が課税されます。

なお、保険契約者代理人の口座で受け取れる金額には制限があります。

## ■ 保険契約者代理人ができるお手続き例

○ 対象となるお手続き	✕ 対象外となるお手続き
<input type="checkbox"/> 保険証券再発行 <input type="checkbox"/> 住所変更 <input type="checkbox"/> 減額・解約 <input type="checkbox"/> 死亡給付金の請求 (契約者が死亡給付金受取人となる場合) 等	<input type="checkbox"/> 契約者・保険契約者代理人・死亡給付金受取人の変更 <input type="checkbox"/> 年金受取人・継続年金受取人・指定代理請求人の指定・変更 <input type="checkbox"/> 指定代理請求人が代理することができる手続き 等

※お手続きの内容によっては保険金等の受取人の同意等が必要となる場合があります(例：解約等の出金を伴うお手続き)。



入院中で意識のない被保険者の  
かわりに年金の請求が  
できるのは安心だね

指定代理請求特約

■ 被保険者が受取人となる年金について、被保険者が年金の請求を行う意思表示が困難であると判断される場合などには、**被保険者にかわり、あらかじめ指定された指定代理請求人が**年金の代理請求を行うことができます。

ただし、年金は指定代理請求人の口座ではお受け取りできません。

## ■ 契約形態により年金を代理請求できる人が異なります。

契約者	被保険者	年金受取人	代理請求できる人	受取口座
A	A	A	指定代理請求人	年金受取人の 口座のみ
A	B	B	指定代理請求人	
A	B	A	保険契約者代理人	

## ご参考 各サービス概要

	いつでも	意思表示が困難な時は	
	契約内容の確認	契約に関する手続きの代理	保険金等の請求の代理
保険契約者代理特約 ⊕ご家族登録制度 契約者のかわり	○	○	○ 契約者が受取人となる場合 (死亡給付金)
指定代理請求特約 被保険者のかわり			○ 被保険者が受取人となる場合 (年金)

※意思能力の確認には、診断書等が必要となります。

## ▼ 保険契約者代理人と指定代理請求人は、以下の範囲内から**1名指定**いただきます。

※死亡給付金受取人や継続年金受取人と同一人とするをおすすめします。

保険契約者代理人 契約者と次の関係にある人      指定代理請求人 被保険者と次の関係にある人

①戸籍上の配偶者    ②直系血族    ③兄弟姉妹    ④同居または生計を一にしている3親等内の親族

上記のほか、次の関係にある人で、ニッセイ・ウェルス生命が認めた人

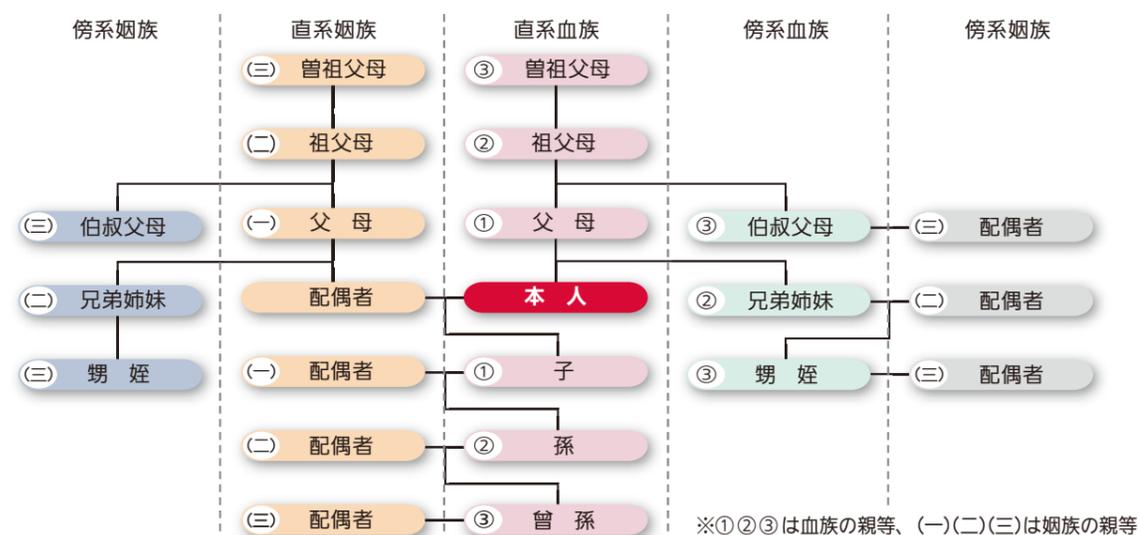
⑤同居または生計を一にしている人      ⑥財産管理を行っている人

⑦死亡給付金受取人・継続年金受取人    ⑧その他⑤⑥⑦と同等の関係にある人

※契約者と年金受取人が異なる契約で年金受取開始している場合は、「契約者」を「年金受取人」に読み替えます。

※代理手続きを行う時点において、上記の範囲内である必要があります。

## 【親等図】3親等内の親族については、以下親等図の範囲内となります。



ご注意

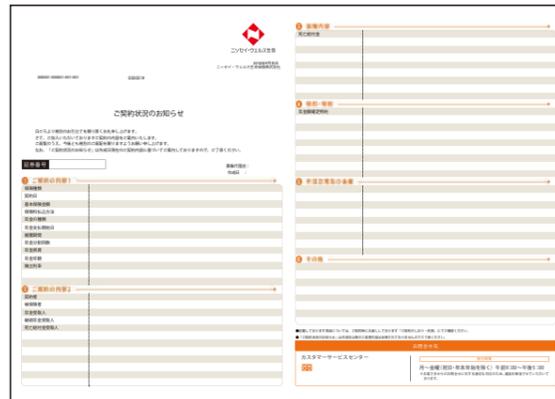
- 代理手続きを行うにはニッセイ・ウェルス生命の承諾を得る必要があります。その他各種お取扱いには制限があります。
- 特約についてくわしくは [ご契約のしおり・約款](#) をご覧ください。
- 税務のお取扱いは2025年1月現在の税制に基づくもので、将来変更される可能性があります。なお、個別の税務のお取扱いについては、所轄の税務署等にご確認ください。



ご契約後

● ご契約状況のお知らせ

毎年の契約応当日の翌月末に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。



▶ ご契約の積立金額・解約払戻金額等をご確認いただけます。

● 生命保険料控除証明書

毎年10月に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。



※ご契約時期によっては、初回分は保険証券と同封してお送りする場合があります。

● 年金お支払いのご案内

年金受取開始日の3か月前に、ご契約者宛に普通郵便にてお送りします。

● 年金お支払い状況のお知らせ

年金受取期間中、毎年12月または翌年1月に、年金受取人宛に普通郵便にてお送りします。

※12月にお受取りの可能性のあるご契約については、翌年1月にお送りします。

掲載書類やお手続きに関するお問い合わせは

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター  
☎ 0120-770-837

マイナンバー（個人番号）申告書に関するお問い合わせは上記とは異なります。☎ 0120-825-007

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。

WEB版 ご契約のしおり・約款のご案内

お客さま利便性向上のため、「ご契約のしおり・約款」をWEB版でご提供しております。WEB版とは、ニッセイ・ウェルス生命のホームページにて閲覧・ダウンロードしていただける「ご契約のしおり・約款」です。

※ご契約のしおり・約款は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。

WEB版の特長 ・常時閲覧可能 ・冊子での保管不要 ・拡大して閲覧可能

WEB版の閲覧方法

スマートフォンやパソコンから該当商品のページにアクセスして閲覧する場合

※アクセス後、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。



www.nw-life.co.jp/shiori/g26/

ホームページから閲覧する場合

1 ニッセイ・ウェルス生命ホームページの「商品のご案内」より「WEB版」ご契約のしおり・約款をクリックしてください。

2 該当商品をクリックし、契約日よりご覧いただく「ご契約のしおり・約款」を選択してください。

冊子をご希望のお客さま

お申込み時に、タブレット端末または申込書にて「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望いただければ、冊子をお送りいたします。

お申込み後でも、「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、カスタマーサービスセンターへお申し出ください。

※冊子の到着までには所要の日数がかかりますので、あらかじめご了承ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター ☎ 0120-770-837

受付時間：月～金曜日（祝日・年末年始を除く）9:00～17:00

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただいております。